

诉前调解制度之 Q&A

近年来，经历过民事诉讼的企业可能会发现，和以前的诉讼程序相比，在法院立案之前，通常会经过“诉前调解”程序。对于“诉前调解”，现行《[《民事诉讼法》](#)》并无专门规定，即便企业想了解它，也有可能无从着手。本文根据最高人民法院发布的[《关于建立健全诉讼与非诉讼相衔接的矛盾纠纷解决机制的若干意见》](#)，以及上海市高级人民法院发布的[《上海法院推进诉调对接多元纠纷解决机制建设的若干意见》](#)、《诉调对接中心工作流程管理办法（试行）》（法院内部文件，未公开）等的相关规定，结合相关实践经验，以上海为例，对实践中企业较为关心的“诉前调解”相关问题进行简要解答。

Q1: 什么是“诉前调解”？

A: “诉前调解”，顾名思义，就是法院在受理民事案件前（必要情况下，也可以在立案后；结合相关规定，我们理解，此处的“民事案件”，应做广义理解，具体包括民事、商事、劳动、婚姻等类型案件），依据职权或者当事人自愿申请，由法院委托调解员或者调解组织进行调解，调解成功后，由当事人撤诉或者由法院出具相关的民事法律文书，而不再进行繁琐的诉讼程序。

“诉前调解”是法院推进“诉调对接多元纠纷解决机制”建设的主要措施。2009 年之后，上海市高级人民法院多次出台相关文件，对“诉前调解”有了相对明确的规定。中国其他地区的法院，如北京、江苏等，也在逐步推行这一制度。除了不适合调解的案件之外（例如，婚姻关系确认案件、身份关系确认案件），法院对其受理的其他各类民事案件通常均先进行“诉前调解”。各基层法院通常设立诉调对接中心，诉调对接中心一般在立案大厅设立诉调对接窗口，负责引导当事人进入“诉前调解”程序。“诉前调解”通常由退休法官、仲裁员、律师、人民陪审员和人民调解员等主持，调解过程通常不公开。“诉前调解”并不是一种独立的调解类型，其实质是法院立案之前的调解。

Q2: 为什么实行“诉前调解”？

A: 根据相关法律文件，实行“诉前调解”是为了

訴訟前調停制度に関する Q&A

昨今、民事訴訟に係った企業はご存知と思うが、以前の訴訟手順に比べ、裁判所の立件に先立って頻繁に「訴訟前調停」が行われるようになった。「訴訟前調停」については、現行の「[《民事诉讼法》](#)」には専用規定がなく、たとえ企業が「訴訟前調停」に関する情報を求めても、手懸りが無いのではと思われる。本文は最高人民法院が発表した[「訴訟と非訴訟とに繋がる矛盾紛争を解決する健全なるメカニズムの確立に関する若干意见」](#)および上海市高級人民法院が発表した[「上海の裁判所が推進する訴訟と調停を組み合わせた多様紛争解決メカニズムの建設に関する若干意见」](#)、「[訴訟調停仲介センターの業務フロー管理弁法（試行）](#)」（裁判所内部文書、未公開）などの関連規定に基づき、実践経験に照らして、上海を例に、実際に企業の関心も高い「訴訟前調停」の問題について簡潔に回答する。

Q1: 「訴訟前調停」とは？

A: 「訴訟前調停」はその名の示すとおり、裁判所が民事事件を受理する前に（必要であれば立件後にも可能である。関連規定に照らせば、ここで言う「民事事件」とは広義の意味であり、具体的には民事、商事、労働、婚姻などの各種事件を含む）、自己の職権または当事者の自由意志による申請に基づき、裁判所が調停員または調停機関に依頼して調停を行うことである。調停成立後は、当事者が提訴を取下げるとは裁判所が関連民事法律文書を発行し、面倒な訴訟手順は行われない。

「訴訟前調停」は裁判所が推進する「訴訟と調停を組み合わせた多様紛争解決メカニズム」の建設の主要措置である。2009 年以降、上海市高級人民法院は幾度にわたり関連文書を発布しており、「訴訟前調停」については比較的明確な規定が設けられている。中国のその他の地域の裁判所、例えば北京市、江蘇省などでも、同様の制度の整備を徐々に進めている。調停が適当でない事件（例えば、婚姻関係の確認に関する事件、身分関係の確認に関する事件）を除き、その他各種民事事件を裁判所が受理する際には、通常、「訴訟前調停」が先んじて行われる。各末端裁判所には通常、訴訟調停仲介センターが設置されており、訴訟調停仲介センターは一般的に立件受付階に訴訟調停仲介窓口を設け、当事者に対する「訴訟前調停」手順の案内を行っている。「訴訟前調停」は通常、退職裁判官、仲裁員、弁護士、人民陪审员および人民調停員などにより執り行われ、調停過程は通常、非公開である。「訴訟前調停」は独立した調停区分ではなく、実質的には裁判所立件前の調停に該当する。

Q2: なぜ「訴訟前調停」が行われるか？

A: 関連法律文書によれば、「訴訟前調停」の実施は訴

在诉讼之外提供一个通过非诉讼解决纠纷的渠道，和谐解决社会纠纷。我们理解，除了上述原因之外，还有一个比较直接的原因是：近年来，民事纠纷呈上升趋势，法院希望通过“诉前调解”程序化解部分纠纷，以减少诉讼案件，减少法官的工作量。

訟以外に非訴訟の紛争解決方法を提供し、調和のとれた社会紛争解決を図るためである。筆者の理解では、上記理由の他、直接的な原因として、昨今の民事紛争の急増が考えられる。裁判所は「訴訟前調停」を通じて一部の紛争を処理することで訴訟事件を減少させ、裁判官の作業量を軽減させることを望んでいる。

Q3：“诉前调解”是法院强制要求的吗？

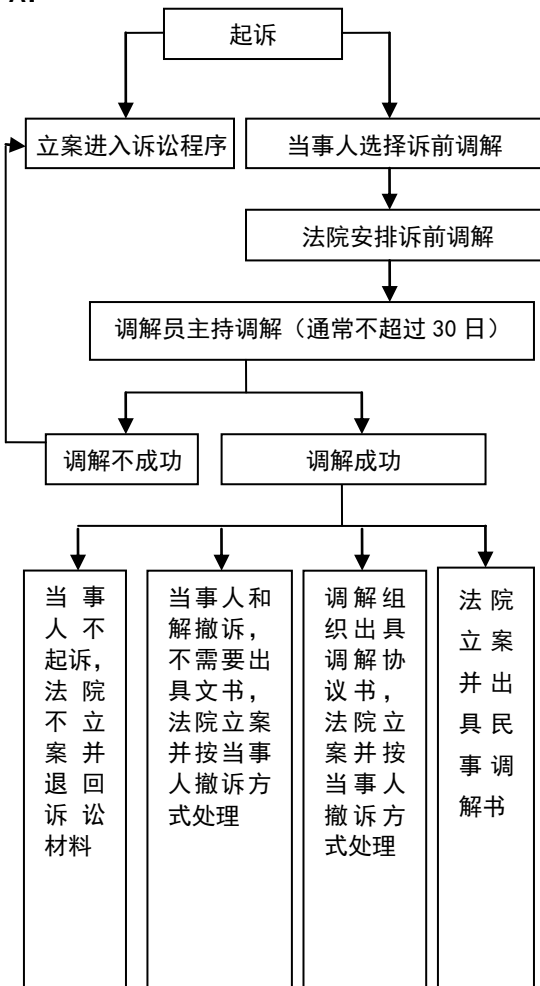
A: 根据相关法律文件，“诉前调解”应坚持**自愿**原则。实践中，法院多数是积极引导（某种程度上，可能有要求）当事人进行“诉前调解”。当然，如果当事人以合理理由坚持不“诉前调解”的，法院通常也会立案进入诉讼程序。

Q3:「訴訟前調停」は裁判所の強制要求であるか？

A: 関連法律文書によれば、「訴訟前調停」は**自由意志**の原則の下で行われなければならない。実際、裁判所の多くは積極的に当事者に対し「訴訟前調停」への誘導を行っている（程度の差はあれ、おそらく求められる）。なお、当事者が合理的な理由をもって「訴訟前調停」を行わない意思を示せば、通常、裁判所は立件し訴訟手順を進めることになる。

Q4：“诉前调解”的大致流程是什么样的？

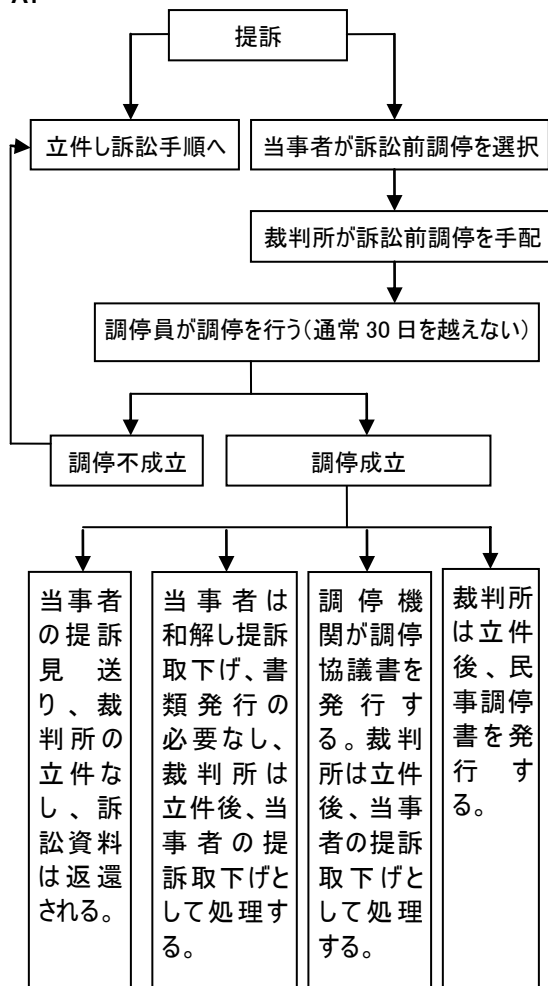
A:



【备注】: 对于当事人已经提交诉讼材料，但法院尚未办理正式受理手续的，按照“当事人不起诉、法院不立案”处理；对于已经办理正式受理手续，但不需要法院出具文书的，法院立案并按当事人撤诉处理；对于已经办理正式受理手续，且需要法院出

Q4:「訴訟前調停」の大まかな流れは？

A:



【付注】: 当事者は既に訴訟資料を提出済みではあるが、裁判所は未だ正式受理の手續を行っていない場合については、「当事者の提訴見送り、裁判所の立件なし」で処理される。既に正式受理の手續が完了してはいるが、裁判所の書類発行を必要としない場合について

具文书的，法院立案并出具民事调解书。

Q5：“诉前调解”成功后，当事人反悔的，可以再次起诉吗？

A：根据民事诉讼相关法律规定，当事人不起诉或者撤诉后，可以随时再次起诉。但对于离婚案件，如果是撤诉的，再次起诉通常需要间隔 6 个月时间。

Q6：通过“诉前调解”达成的调解协议书，如果对方不履行，可以强制执行吗？

A：对于由调解组织出具的“调解协议书”，当事人可以在协议生效之日起 30 日内请求法院对调解协议书进行审查，由法院出具民事调解书（或确认书），审查期限一般不超过 15 日。法院出具民事调解书（或确认书）后，一方当事人拒绝履行或者未全部履行的，对方当事人可以向法院申请强制执行。如果已经超过上述 30 日的时效，法院不能再对调解协议书进行审查，调解协议书不具有强制执行力，当事人只能向法院提起诉讼。从这个角度出发，我们建议，对于不涉及义务履行或者可以当场履行的案件，当事人可以不要法院出具民事调解书，而由调解组织出具调解协议书；对于无法当场履行的案件，当事人应要求法院出具民事调解书，而不是由调解组织出具调解协议书。

Q7：“诉前调解”如何收费？

A：目前执行的收费标准如下：

不收费	1、经诉前调解，当事人不起诉，法院不立案，退还起诉材料	
	2、经诉前调解，当事人和解，法院立案并按当事人撤诉方式处理	
	3、劳动争议案件	
收费（法院立案并出具民事调解书）	离婚案件	财产总额 20 万元以下（包括 20 万元）的，按件收取 50 元
		财产总额 20 万元以上的，按标准受理费的 10%收取
	非财产案件	按标准受理费的 20%收取，一般不低于 20 元
	财产案件	诉讼标的 1 万元以下（包括 1 万元）的，按件收取 20 元

は、裁判所は立件後、当事者の提訴取下げとして処理する。正式受理の手続が完了しており、裁判所の書類発行を必要とする場合については、裁判所は立件後、民事調停書を発行する。

Q5:「訴訟前調停」の成立後に当事者が意志を翻した場合、再提訴可能であるか？

A：民事訴訟関連法の規定によれば、当事者は提訴見送りまたは提訴取下げ後も再提訴可能である。ただし、離婚事件については、提訴取下げ後 6ヶ月間は再提訴できない。

Q6:「訴訟前調停」を通じて合意した調停協議書を相手方が履行しなかった場合、強制執行は可能であるか？

A：調停機関が発行した「調停協議書」に関し、当事者は協議発効の日より 30 日以内に裁判所へ調停協議書に対する審査を請求することが可能であり、裁判所は民事調停書（または確認書）を発行する。審査期間は通常、15 日を越えない。裁判所が民事調停書（または確認書）を発行した後、一方の当事者が全てまたは一部の履行を拒否した場合、相手方当事者は裁判所に対し強制執行を申し立てることが可能である。既に 30 日が経過し時効となったものについては、裁判所は調停協議書に対する審査を行うことができず、調停協議書は強制執行力を持たないため、当事者は裁判所へ提訴する他なくなる。よって、この点を踏まえれば、義務の履行を伴わないまたは直ちに履行ができる事件については、当事者は裁判所へ民事調停書の発行を求めずに調停機関の発行する調停協議書を選択してもよいが、直ちに履行できない事件については、当事者は裁判所に対し民事調停書の発行を求めるべきであり、調停機関の発行する調停協議書を選択すべきではないと筆者は判断する。

Q7:「訴訟前調停」の費用は？

A：現在実施されている費用基準は以下のとおり。

費用なし	1. 訴訟前調停により、当事者の提訴見送り、裁判所の立件なしとなり、訴訟資料が返還された場合。	
	2. 訴訟前調停により、当事者は和解し、裁判所が立件後、当事者の提訴取下げとして処理した場合。	
	3. 労働紛争事件の場合。	
費用発生（裁判所は立件後、民事調停書を発行）	離婚事件	財産総額 20 万人民币以下（20 万を含む）の場合、事件毎に 50 人民币を徴収する。
		財産総額 20 万人民币以上の場合、基準受理费の 10%に基づき徴収する。
	非財産事件	基準受理费の 20%に基づき徴収する。通常、20 人民币が下限。
	財産事件	訴訟金額が 1 万人民币以下（1 万を含む）の場合、事件毎に 20 元を徴収する。

	诉讼标的 1 万元以上	民事案件，按标准受理费的 10%收取
		商事案件，按标准受理费的 20%收取
分家析产案件		按标准受理费的 50%收取

【备注】：“标准受理费”是指，依据《[诉讼费用交纳办法](#)》所规定的诉讼费用交纳标准计算得出的案件受理费。

Q8：“诉前调解”，对当事人有什么好处？

A：总体而言，好处在于：

1. 节省时间。诉前调解的时限通常为 30 日，经双方当事人同意，可以延长至 60 日。如果通过诉前调解解决纠纷，相比较民事诉讼长达数月、甚至更长的审理期限而言，时间会大大缩短。
2. 节省费用。诉前调解，如果当事人达成和解后撤诉，法院不收取费用；如果由法院出具民事调解书等，法院通常按照较小的固定金额或者标准受理费的一定比例收取，费用将会降低不少。同时，其他成本（包括律师费等），可能也有相应降低。
3. 增加协商解决纠纷的可能性。通过法院调解，因调解人的地位比较中立，且相对专业，容易获得双方当事人的认同，双方当事人通过调解达成一致具有一定的可能性。这可以防止纠纷扩大，防止对当事人造成负面影响。

Q9：“诉前调解”，对当事人有什么坏处？

A：总体而言，坏处在于：

1. 调解不成，可能反而浪费时间。如果双方无法通过诉前调解程序和解结案，那么，法院需要重新启动诉讼程序，等于是当事人在诉讼程序之外额外进行了诉前调解程序，浪费了时间。
2. 如果当事人需要进行诉讼财产保全，有可能会产生冲突。按照法院的实践操作，通常在立案后才可以进行财产保全，而诉前调解通常是在立案前进行调解，造成的冲突是，如果当事人选择诉前调解，法院通常不会立案，也就无法进行财产保全（理论上，有“诉前财产保全”措施，但实践中，难度非常大，法院通常都会要求，先起诉、立案，然后再采取“诉讼中的财产保全”措施），对方当事人有可能在诉前调解期间转移财产。这种情况下，当事人应

する。)	訴訟金額が 1 万人民币以上の場合	民事事件については、基準受理费の 10%に基づき徴収する。
		商事事件については、基準受理费の 20%に基づき徴収する。
財産分与事件		基準受理费の 50%に基づき徴収する。

【付注】「基準受理费」とは「[訴訟費用納付弁法](#)」で規定された訴訟費用納付基準に基づき算出された事件受理费を指す。

Q8:「訴訟前調停」は当事者にどんなメリットがある？

A:全体として、メリットは以下のとおり。

1. 時間の節約。訴訟前調停の期限は通常で 30 日であり、双方当事人の同意があれば、60 日まで延長することが可能である。訴訟前調停を通じた紛争解決は、民事訴訟の数ヶ月またはそれ以上の審理期間と比べ、時間が大幅に短縮される。
2. 費用の節約。訴訟前調停では、当事者が和解後提訴を取下げた場合、裁判所は費用を徴収しない。裁判所が民事調停書などを発行する場合でも、裁判所は通常、比較的小額の固定金額または基準受理费の一定比率に基づき徴収するため、費用を少なからず抑えることが可能となる。また、その他のコスト（弁護士費用などを含む）も相応に減額されることとなる。
3. 紛争を協議解決する可能性が高まる。裁判所を通じた調停は、調停人の立場が比較的中立であり、且つ専門性も持ち合わせているため、当事者双方の賛同を得やすく、当事者双方が調停を通じて合意する可能性をある程度高める。これは紛争の拡大を防止し、当事者に対する負の影響を低減することを可能にする。

Q9:「訴訟前調停」は当事者にどんなデメリットがある？

A:全体として、デメリットは以下のとおり。

1. 調停が不調に終われば、却って時間の浪費となる。双方が訴訟前調停で和解最終させられなかった場合、裁判所は改めて訴訟手順を始める必要があり、当事者にとっては訴訟とは別に予定外の手順を踏んだこととなり、時間が浪費される。
2. 当事者が訴訟財産保全を必要とする場合、支障が生じる恐れがある。裁判所の実務では通常、立件後に初めて財産保全を行うことが可能である。訴訟前調停は通常、立件前に調停が行われるため、当事者が訴訟前調停を選択すると、通常、裁判所は立件を行わず、財産保全も実行不可能となり(理論上は「訴訟前の財産保全」措置が存在するが、実際には難度が非常に高く、裁判所は通常、先に提訴立件した上で「訴訟中の財産保全」措置を申請するように要求する)、相手方当事者が訴訟前調停期間

与法院协商，不进行诉前调解，直接立案进入诉讼程序（当然，理论上，当事人也可以在立案后申请法院进行财产保全，同时申请“诉前调解”。但由于此时双方当事人谈判地位已经不对等，加上法院已经启动财产保全程序，各方进行“诉前调解”的实际难度较大）。

以上，介绍了“诉前调解”的基本情况。需要说明的是，实行“诉前调解”，主要取决于双方当事人的意愿，是法院为当事人准备的另一种解决纠纷的选项，而不是赋予当事人的义务。因此，企业在起诉前，可根据实际情况，酌情判断是否需要进行“诉前调解”（当然，法院也可能会要求），以及研究如何更有效的利用好“诉前调解”这个程序。

（里兆律师事务所 2012 年 03 月 23 日整理编写）

中に財産を移転するという支障が考えられる。このような状況では、当事者は裁判所と協議の上、訴訟前調停を行わずに、直接立件して訴訟手順を始めるべきである（理論上では、当事者が立件後に裁判所へ財産保全を申し立て、同時に「訴訟前調停」を申請することも可能ではあるが、当該状況では当事者双方の話し合いの余地は少なく、加えて裁判所が財産保全を始めているのであれば、双方が「訴訟前調停」を行うことは困難である）。

以上のとおり「訴訟前調停」の基本状況を紹介した。「訴訟前調停」の実施は主として双方の意思により決定されるもので、裁判所が当事者に用意したもうひとつの紛争解決の選択肢であり、当事者に義務を課すものではない。企業は訴訟に臨む前に、実情に基づき「訴訟前調停」実施の可否（当然、裁判所からも求められると思われる）について検討し、いかにして有効に「訴訟前調停」を利用するかを研究することが考えられる。

（里兆法律事務所が 2012 年 3 月 23 日付で作成）